

仕 様 書 (案)

1 件名

文京ソコヂカラ商店街エリアプロデュース事業委託

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 履行場所

文京区指定場所

4 業務内容（商店街プロデュース事業）

(1) 重点エリア3地区におけるプロデュースの実施

重点的に活性化を図る商店街として区が選定した3団体に対して、各団体年間20回合計60回のプロデューサー派遣を行い、会合における助言、イベント等の企画・運営支援等を通じて、商店街の活性化を促進すること。

(2) 文京区商店街連合会等におけるプロデュースの実施

文京区商店街連合会及び区が指定するその他の商店街等に対して、年間20回のプロデューサー派遣を行い、会合における助言、イベントの企画・運営支援等を通じて、商店街の活性化を促進すること。

(3) (1)及び(2)を実施するに当たっては、次に掲げる項目の達成に努めること。

ア 商店街の理念及び活動指針の策定

イ 商店主及び商店街関係者との信頼関係の構築

ウ 若手人材育成及び組織力の強化

エ 地域資源の深耕及び新商品等の商店街ブランドの創出

オ 持続性のある事業展開

カ 大学、民間企業、金融機関等他機関との連携

キ メディア、IT、SNS等の活用

ク 「新しい生活様式」に対応した事業展開

ケ その他商店街の活性化に資する事業展開

(4) 商店街支援に係る情報発信

商店街に対して企画・運営支援等を行う活性化策については、文京ソコヂカラ区内店舗情報発信支援事業で開設・運営する「文京ソコヂカラ」サイト等を活用し、情報発信を行うこと。

(5) 月次業務報告書の作成・提出

毎月の業務終了後、当該月の業務内容について報告書にまとめ、事業執行担当者が指定する期日までに提出すること。

5 支払方法

検査合格後に、受託者が提出する請求書に基づき月額払いで支払うものとする。

6 その他

(1) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、区契約事務担当と協議の上決定する。

(2) (1)に関するものを除く、契約履行上の打合せ事項に関しては、事業執行担当者と行うこと。

(3) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環

境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の外、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

- (4) 本契約の履行に当たってハイブリッド車等の自動車を使用し、又は使用させる場合は、車両接近通報装置を備えた自動車を使用するよう努めること。
- (5) 本契約の履行に当たり、文京区個人情報の保護に関する条例（平成 5 年 3 月文京区条例第 6 号）を遵守すること。特に予約の際に収集した情報については、厳重に取り扱うこと。
- (6) 本契約の履行に当たり、文京区情報セキュリティに関する規則（平成 15 年 6 月文京区規則第 50 号）を遵守すること。
- (7) 本契約の履行に当たり、文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例（平成 20 年 9 月文京区条例第 45 号）を遵守すること。
- (8) 本契約の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）を遵守し、また、文京区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成 28 年 3 月文京区訓令第 13 号）の目的等を顧慮し、障害者に対し、障害を理由とした不当な差別的取扱いをしないこと。また、障害者から社会的障壁の除去を求められた際に、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮をすること。
- (9) 本契約の履行に当たっては、文京区男女平等参画推進条例（平成 25 年 9 月文京区条例第 39 号）第 7 条及び「性自認および性的指向に関する対応指針（平成 29 年 3 月 14 日付 28 文総総第 1311 号）」を踏まえ、性別（性自認及び性的指向を含む。）に起因する差別的な取扱いを行わないこと。

7 連絡先

契約事務担当	総務部契約管財課契約係	電話：03-5803-1150
事業執行担当者	区民部経済課産業振興係	担当：根藤 電話：03-5803-1173